

1 【病院】 **北中城若松病院**

〒901-2395 沖縄県北中城村字大城311
TEL.935-2277 FAX.935-2272

2 【介護老人保健施設】 **若松苑**

〒901-2314 沖縄県北中城村字大城327 TEL.935-5858

【地域医療包括ケアセンター】
ふれあいの里若松

〒901-2311 沖縄県北中城村字喜舎場360-1
TEL.935-3093 FAX.935-5855

- | | |
|--|--|
| ファミリークリニック
きたなかぐすく
TEL.935-5517(代表) | アガペファミリーエ
TEL.935-4165 |
| 訪問リハビリテーション
きたなかぐすく
TEL.923-3154(直通) | ヘルパーステーション
若松
TEL.935-5202 |
| 通所リハビリテーション
きたなかぐすく
TEL.982-0717(直通) | ケアプランステーション
ゆい
TEL.935-3066/935-5968 |
| 訪問看護ステーション若松
TEL.935-5818 | グループホーム わかまつ
TEL.935-1021
FAX.979-6087 |

4 看護小規模多機能ホーム若松 きたなかぐすく
〒901-2316 沖縄県北中城村字安谷屋1346-1
TEL.982-0181

5 北中城村老人デイサービスセンターしおさい
〒901-2321 沖縄県北中城村字美崎262 TEL.935-5190

6 グループホーム若松 ぎのわん
〒901-2201 沖縄県宜野湾市新城1-20-6 TEL.892-5104
7 デイサービス若松 ぎのわん
TEL.892-5105

7 小規模多機能ホーム若松 ぎのわん
〒901-2206 沖縄県宜野湾市愛知2-3-2 TEL.892-1673

8 宜野湾市地域包括支援センター ふてんま
〒901-2202 沖縄県宜野湾市普天間1-9-3 TEL.943-4165
9 新オレンジサポート室(沖縄県若年性認知症支援事業)
TEL.943-4085

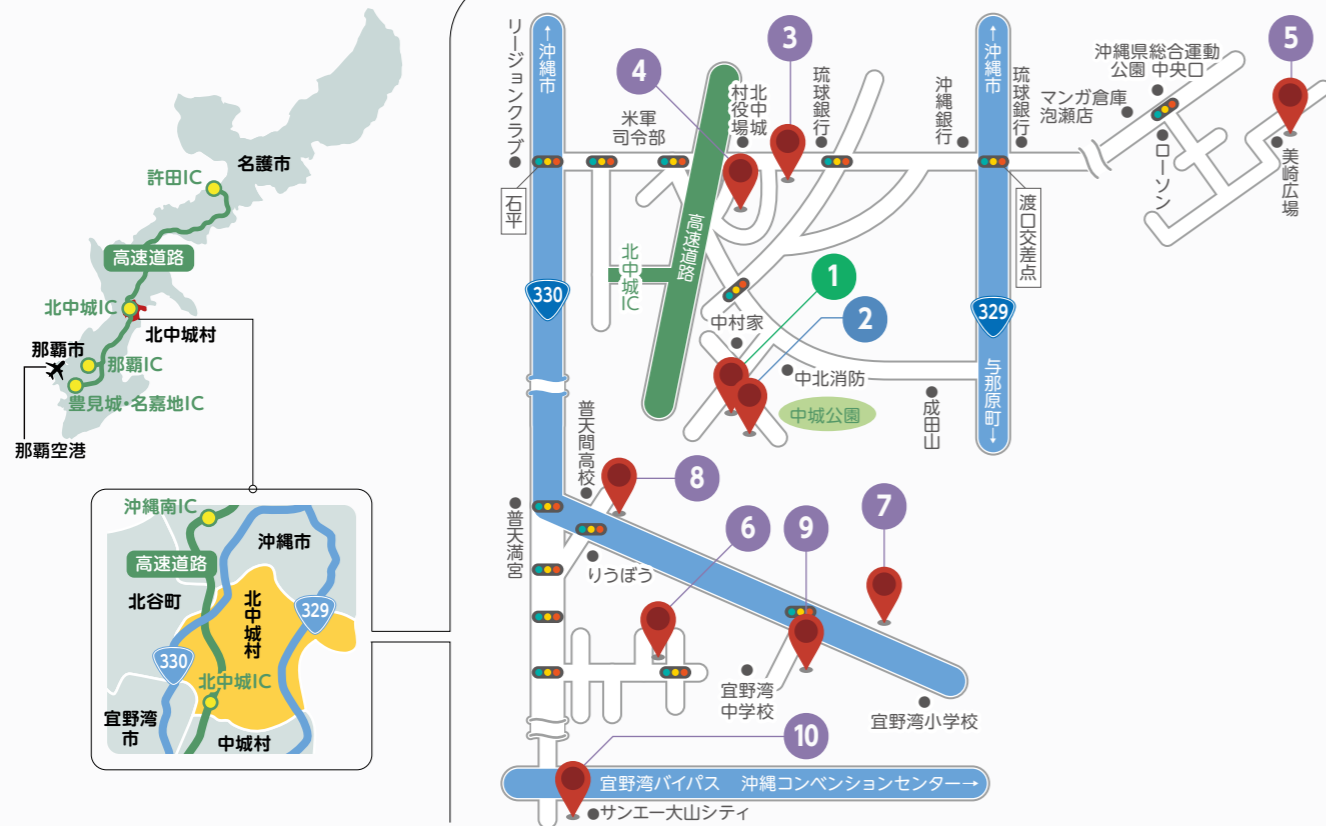
9 宜野湾市赤道老人福祉センター
〒901-2205 沖縄県宜野湾市赤道1-5-17 TEL.893-6400

10 宜野湾市伊利原老人福祉センター
〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐4-3-17 TEL.890-7131

北中城若松病院

We Support The Local Community.

日本医療機能評価機構 JC423-4号 認定病院
日本慢性期医療協会 認定病院(認定第00016号)
日本認知症学会教育施設 認定病院(施設第512号)



医療と介護の連携で
地域の皆さまを
サポートします！

We Support
The Local Community

看護部キャラクター
わかばちゃん



北中城若松病院の概要

- 院長 喜屋武 幸男
- 病床数 249床(許可)、201床(運用:2024.6月より)
- 開院 1987年4月
- 診療科 内科、精神科、リハビリテーション科

診療案内

- 受付時間
【初診】8:30～11:00(内科)
【再診】8:30～12:00
- 診療時間
午前 9:00～12:30
午後 精神科新患(予約制)
- 休診日
土・日・祝祭日、
12月31日～1月3日

北中城若松病院 理念

老いていく人達に共感を持ち、
この方達の身体と心と魂をも、
ともに支えていける病院

基本方針

「何事でも自分にしてもらいたい事は、
他の人にもそのようにしなさい」

(聖書 マタイ7章12節)

- 1.必要かつ十分な医療をめざします。
- 2.個人の尊厳を尊重した医療サービスをめざします。
- 3.療養生活すべてがリハビリテーションととらえ、療養者の豊かな生活実現のために努力します。
- 4.社会資源を十分に活用し、御家族、地域社会と協力、連携を取ることで、家庭復帰やより適切な生活の場を考えます。

特定医療法人 アガペ会
理事長

涌波 淳子



認知症になっても安心して医療を受けられるようにと始まった当院は、認知症病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリ病棟、神経難病や意識障害がいのための病棟、重度の寝たきりの方のための病棟と機能分化しました。また、在宅医療と介護を支えるために、ファミリークリニックきたなかぐすく、介護老人保健施設若松苑、デイケア(通所リハビリ)とデイサービス(通所介護)、認知症デイケアとデイサービス、小規模多機能施設、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ、グループホーム、ケアプランステーションを法人内に開所し、その方の必要な医療とケアを提供できる体制を整えてきました。2014年には、独居や老夫婦世帯の方を支えるために高齢者住宅を開所、2016年は、宜野湾市の老人福祉センターの管理を受託し、法人全体で「年を取っても障がいを負っても安心して生活できる地域づくり」を目指してきました。高齢者や障がい者にとって「医療」と「介護」は生活と人生を支える大きな柱です。法人にとっての「医療」の中心は北中城若松病院とファミリークリニックきたなかぐすくです。当院は、これからも、近隣の急性期病院や介護施設を含む法人内外と医療・介護機関と協力して、「助ける医療」から「支える医療」までそれぞれのステージに応じて医療を提供できるように努力し続けます。

職員数も増え、医療濃度が濃くなっても私たちの想い(理念)は変わりません。「何ごとでも自分にしてもらいたい事は、他の人にもそのようにしなさい(聖書)」団塊の世代の高齢化に伴い、多様化、個別化した医療とケアのニーズをかなえていくために、療養者やそのご家族もチームの一員として迎え、共に歩んでいきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

病院長

喜屋武 幸男



皆様こんにちは。超高齢化社会を迎え、核家族化もすすむなか、病を患った時の患者さんとそのご家族の皆様への心細さにご負担はかかっていないほど強く、重くなってきております。北中城若松病院はそのような皆様に寄り添い、安らいで頂きながら病からの回復を共に目指すことをモットーとして日々努力を重ねております。当院は創設者である田頭政三郎会長により愛にあふれた病院として1987年に開設され、その愛の精神は現在の涌波淳子理事長に引き継がれ、そして当院を含むアガペ会600名もの職員にも浸透して日々の診療や介護に動しているところであります。

北中城の深い緑に包まれ、うぐいすや琉球アカショウビンなど、さまざまな小鳥のさえずりにも年中包まれている病院、それが北中城若松病院です。東には輝くばかりの堂々たる世界遺産・中城城址が迫り、西には慶良間諸島や渡名喜島の島影を配置した東シナ海の絶景を眺めることもできます。何よりも病院の中で生き生きと働く職員は患者さんに家族のように優しく接することを心がけ、自分の家族にやって欲しいことをやり、やって欲しくないことは決してやらないという信念に基づいた医療と介護を目指しております。

当院は主として中部地区の急性期病院の後方病院としての役割を担って参りました。また2022年7月には地域包括ケア病棟も開設するなどにより地域の多種多様な医療・福祉施設との橋渡し役としての役割も担っております。近年では近隣の市町村のみならず遠隔から受診・入院される患者さんが増加してきておりますが、これからも地域住民の皆様のご健康の維持管理に更なる貢献ができるように努力を重ねていく所存ですので宜しくお願い申し上げます。

院内連携

診療部の理念

人と人をつなぐ「hub」となり
理想の慢性期医療を
目指す



看護部の理念

その技をもって、
その心をもって
老いていく人たちを
共に支えていく

私たちはチーム一丸となって

「その人らしい生活」を創るために努力します



リハビリ部の 理念

私たちリハビリ部は、利用者ご家族に
希望がもたらされるように、心身の治療
だけでなく、ひとり一人の自己選択を
尊重し、その物語に寄り添いながら、
日常生活の回復がよりよい生活に
繋がるように全力でサポートします。

コ・メディカル部の 理念

手と心、チームの力で療養者の
今日と明日と未来を支える

病院経営部の理念

私達は、病院理念の達成に向けて、
すべての需用者の安全で安心かつ
快適な環境作りに努めるとともに
時代の変化に対応し、持続可能な
病院経営を推進する



We Are One Team

病棟

第1病棟

病床数：51床

基準
地域包括ケア病棟

急性期治療を終了したが、直ぐに
自宅や施設に帰るには不安な方に対し、
医療管理、看護、リハビリテー
ションを行いながら在宅復帰に向け
支援する病棟です。また、自宅や施設
で療養されている方の緊急時の受け
入れや、介護者の休養のための一
時的な入院に対応する病棟です。

第2病棟

病床数：34床

基準
認知症治療病棟

認知症の症状のために、自宅や他の
施設での生活が困難な方へ、精神的
治療や周辺症状を緩和出来るように支
援する病棟です。この病棟では、精神
療法や精神科・認知症リハビリテー
ションを行います。

第3病棟

病床数：54床

基準
特殊疾患病棟1

脊髄損傷による重度障害・神経
難病・筋ジストロフィー・重度の
意識障害で、長期的な入院医療が
必要な方のための病棟です。

第5病棟

病床数：60床

基準
特殊疾患病棟2

精神疾患があり、重度の肢体
不自由者で、入院医療が必要な方
のための病棟です。

第6病棟

病床数：36床

基準
回復期リハビリ病棟

日常生活を営む上での基本的な
動作の向上と家庭復帰を目的とし
たリハビリテーション計画を医療
チームで作成し、これに基づくリ
ハビリテーションを集中的に行う
病棟です。脳血管疾患、大腿骨頸
部骨折後、下肢又は骨盤などの骨
折後、外科手術又は肺炎などの治
療時の安静により、著しく日常生
活動作が低下した方などが対象の
病棟です。

部署・部門

リハビリテーション

亜急性期から終末期に至るまで、一貫したリハビリテーション
を専門職が提供しております。日常生活活動(ADL)の向上
や社会参加を目的としたリハビリに特化し、専門のスタッフが様々な障がいを持つ方々のニーズ
に対応しています。また、心理師による本人とご家族への心理サポートも提供しています。

地域連携

- 医療福祉相談課
- 地域連携室

認知症デイケアあしやぎ

医療保険のデ
イケアです。
対象は「認知症である老人の日常生活度判定基準生活ラ
ンクM」の方です。日中の生活機能のリハビリと認知症
ケアを提供。ご家族の介護相談も受け付けています。

多職種チーム

- 認知症ケアサポートチーム(DST)
- エンド・オブ・ライフケア
サポートチーム(EST)

外来

霊的ケア
チャプレン

リハビリテーション

病院から地域社会へ

急性期

回復期

維持期

理学療法

基本的な動作能力の維持や回復、また痛みの緩和、障害の予防などを目的とした活動を行います。

作業療法

日常生活全般に必要な動作の獲得や、趣味活動を通して麻痺の回復や障害克服を目指す療法です。生活環境調整、特に家屋の改造、福祉用具の導入のご相談にも応じています。



・言語聴覚療法 ・摂食機能療法

失語症や構音障害などのコミュニケーション障害や嚥下障害を持つ方への治療を行います。一人一人の症状とレベルに合わせてきめ細かな療法を提供しています。

心理療法

昔の話を語り合う場を設定し、沖縄の豊富な刺激材料（琉歌・民謡など）を工夫しながら、高齢者の情動の安定や対人交流の促進を目的とした回想法を行っています。

歯科衛生士

「寝たきりの口」も口腔ケアで爽やかにします！歯科衛生士は「元気な口」、「食べられる口」、健康な口作りをサポートしています。

医療福祉相談課

当院では入院の相談から退院後のフォローまで、各病棟担当のソーシャルワーカーが対応いたします。



このような時にはぜひお声をかけてください

- 退院後の生活が不安
- 入院費のことが心配
- 身寄りがなくてこれからの生活が心配
- 入所できる場所を知りたい

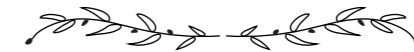
チャプレン室

年齢を重ねるうちに病に倒れ、心身共に傷つき、これからの「生」と、いつか訪れる「死」を直視せざるを得ない方々の現実やたましいの痛みについて、チャプレン（病院付牧師）がお話を伺い、共に祈る事によって、その方の「今」を共有し歩みたいと願っています。その際には、信教の自由を尊重するように心がけて対応いたします。

療養者の皆様に限らず、ご家族の「こころの相談室」として、必要でしたら、遠慮なくお声をおかけください。また礼拝堂は24時間あいておりますので、たましいの憩い場として、お気軽にご利用ください。



療養者の権利と責任



療養者の権利

1. 個人の人格を尊重した医療やケアが受けられます

個人の人格、価値観などが尊重され、医療従事者との信頼と協力関係のもとで医療やケアを受けることができます。また、終末期ケアを受ける際もできる限り個人の尊厳が保たれ、あらゆる可能な助力を受けることができます。

2. 必要な医療やケアを平等に受けられます

社会的身分・人権・宗教などの差異、または障害の有無に関わらず、必要な医療やケアを平等に受けられます。

3. 十分な情報を得ることができます

ご自分が受けている医療やケアについて、理解できるまで説明を求めることができます。またご自分の診療録の開示を求めることができます。

4. 自己決定が尊重されます

十分な説明と情報提供を受けたうえで、自由な意思にもとづいた治療方法の選択、決定が尊重されます。また自己決定の際に、主治医以外の意見（セカンドオピニオン）を求めることができます。

5. 個人の情報は守られます

診療に関する個人の情報は守られます。ご本人の承諾なくして、直接関わる医療従事者以外の第三者に対し開示されることはありません。ただし法的義務のある場合や生命の危機に瀕する場合は、その限りではありません。

※なお療養者ご本人が、明確な意思表示をできない場合でお困りの際は、医療福祉相談課または病棟課長に遠慮なくご相談ください。

療養者の責任

- 1.安全でより良い療養生活をおくるために、あなたの身体の状態、精神的状態、過去の治療経験と結果、アレルギーの有無などについてお知らせください。
- 2.治療やケアの方針について、分からない事は遠慮なく質問をし、正直な気持ちをお知らせください。そして、納得と同意の上で決まった治療やケアの方針についてはご協力ください。
- 3.療養生活の中で不安や疑問を感じたら、速やかに病棟責任者にご連絡ください。

セカンドオピニオンについて

治療・療養方針について、主治医以外の医師・専門家の意見を聞く「セカンドオピニオン制度」がございます。ご希望される方には、セカンドオピニオンに必要な情報を提供し、他の専門外来などを紹介致しますので、担当ソーシャルワーカーまでお申し出ください。

ご意見・ご要望・診療・入院に関すること、ボランティア・見学に関することなどございましたら、お気軽に病院スタッフまでお問い合わせください。